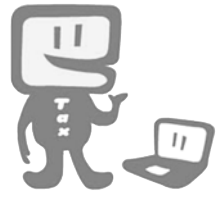


## 2 確定申告書はホームページで作成できます

問 銚子税務署 ☎(22)1571



**玉** 税庁ホームページで作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。作成した申告書は、印刷して郵送で提出できるほか、マイナンバーカードとICカードリーダーライトを用意すればe-Taxで提出できます。

## 3 障害者手帳を持っていなくても税控除が受けられます

問 高齢者福祉課 ☎(24)8755

**要** 介護認定を受けている65歳以上の人で認知症か寝たきり状態で障害者に準ずる人には、申請により障害者控除対象者認定書を交付します。この認定書を提示すると、所得税や市民税・県民税の申告の際に障害者控除が受けられます。

## 軽自動車税(種別割)の税率

問 課税室 ☎(24)8953

### ■原動機付自転車、二輪車など

車両区分	税率(年額)	
原付	50cc以下	2,000円
	50cc超~90cc以下	2,000円
	90cc超~125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪(125cc超~250cc以下)	3,600円	
小型二輪(250cc超)	6,000円	
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円

### ■三輪・四輪以上の軽自動車

車両区分	税率(年額)			
	初期検査年月 H19年3月	~ H27年3月	H19年4月~ H27年4月 ~	
三輪	4,600円	3,100円	3,900円	
四輪以上	乗用 自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	乗用 営業用	8,200円	5,500円	6,900円
	貨物 自家用	6,000円	4,000円	5,000円
	貨物 営業用	4,500円	3,000円	3,800円

※自動車検査証(車検証)の初度検査年月によって税率が変わります。

### ■廃車手続きは忘れずに

軽自動車税(種別割)は4月1日現在に軽自動車などを所有する人に課税されます。廃車・名義変更・転出などをしたときは必ず手続きをしてください。

### ■身体障害者の人などが対象の減免制度

一定の要件に該当する場合、本人が同居の家族が所有し障害者などのために使う軽自動車の軽自動車税(種別割)が申請で減免されます。詳しくは障害者手帳、車検証を準備してご連絡ください。申請期限は減免を希望する年度の軽自動車税(種別割)の納期限までです。



## 2 市・県民税の申告

令和2年1月1日時点で銚子市に住所のある人

問 課税室 ☎(24)8951

- ▶市・県民税申告会場 市役所付属棟 第1会議室
- ▶受付期間 2月17日(月)~3月16日(月) (平日のみ)
- ▶受付時間 8時30分~16時30分 ※提出は17時まで

### 窓口の混雑緩和にご協力を



営業・農業・不動産所得の収支内訳書、医療費の明細書は事前に作成して持参してください。

### ▼市・県民税の申告が必要ない人

- 所得税の確定申告をする人
- 給与所得者で、給与支払報告書が勤務先から市役所に提出され、給与所得以外の所得のない人
- 同居している家族の扶養親族として確定申告書か市・県民税申告書に記載されていて、前年中の収入がなかった人(これに当てはまる人でも所得証明書などが必要な人は申告が必要です)
- 収入が公的年金だけの人

### ▼ただし以下の人は申告してください。

- 収入が公的年金のみの人で扶養控除や医療費・生命保険料・社会保険料等の控除を受ける人
- 申告対象年中の公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下(確定申告不要制度該当者)であっても、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある人

### ▼申告で保険料が軽減される場合も

- 遺族年金や障害者年金のみを受給している人や令和元年(平成31年)中に所得がなかった人は市・県民税の申告で国民健康保険料や後期高齢者医療保険料などが軽減される場合があります。
- 市営住宅や県営住宅に住んでいる人、扶養認定のため証明が必要な人なども申告をしてください。
- 課税証明書や所得証明書の発行には前年中の所得申告が必要です。